豊明市公衆無線LAN利用規約

(目的)

- 第1条 豊明市(以下「市」という。)は、来訪者に対する利便性の向上を 目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス (以下「本サービス」という。)の利用について、必要な事項を定める。 (本サービス内容)
- 第2条 市は、無線LANのアクセスポイントを市内公共施設に設置する。 これにより、豊明市公衆無線LAN利用規約(以下「本規約」という。) に同意した利用者(以下「利用者」という。)は、本サービス利用可能エ リアにおいて、利用者が用意したWi-Fi接続機能を有する通信機器 等を本サービスに接続することができる。

(利用場所及び利用条件)

- 第3条 本サービスが利用できる場所及び時間は、別表に定めるとおりと する。ただし、市が必要と認めたときは、利用者に事前通知することな く、利用場所及び利用時間を変更することができる。
- 2 本サービスの1回当たりの利用可能時間は、最大60分までとする。
- 3 本サービスに用いるスマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等は、利用者が準備するものとし、当該サービスを利用するために必要な設定は利用者で行うこととする。
- 4 利用者は、無料で本アクセスポイントを利用することができる。ただ し、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当 該利用者が費用を負担するものとする。

(禁止事項)

第4条 利用者は、本サービスを利用しての公序良俗に反する行為や犯罪・ 迷惑行為をしてはならない。

(利用の停止)

- 第5条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、当該利用者の本サービスの利用を停止することができるものとする。
 - (1) 利用規約の規定に違反した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると市が判断 した場合

(利用履歴の取得及び利用目的)

- 第6条 市は、次に掲げる目的のため、本サービスの利用時間、利用アクセスポイント及び利用情報通信端末の個体識別番号 (MACアドレス) の情報を、利用者が本サービスを利用した時に、利用履歴として取得することができるものとする。
 - (1) 本サービスの利用状況を調査する場合
 - (2) 本サービスの内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

(免責事項)

- 第7条 市は、利用者が本サービスを利用し、又は利用しようとし、又は 利用できなかったことに起因する一切の損害、トラブル等に関していか なる責任も負わないものとする。
- 2 市は、利用者が本サービスを経由してインターネットに接続したこと に起因する一切の損害、トラブル等に関して、いかなる責任も義務も負 わないものとする。
- 3 市は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び本 サービスが中断なく稼動することを保証しないものとする。
- 4 本サービスへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。Wi-Fi接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、本アクセスポイントを利用できない場合があっても、市は、いかなる責任も負わないものとする。
- 5 市は、無線LAN及び本アクセスポイントの仕様に関する質問には回答しないものとする。

(運用の中止)

- 第8条 市が必要と認める場合は、市は、予告なく本サービスを中止又は 終了することができる。
- 2 本サービスの中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であって も、市は、いかなる責任も負わないものとする。

(本規約の変更)

第9条 本規約の内容は、市が必要と判断した場合には、予告なく変更できるものとする。変更後に本サービスを使用された場合、利用者は、当該変更について同意したものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者が本規約に違反した結果、市が損害を被った場合は、その損害は当該利用者が負担するものとする。

(法令等の遵守)

- 第11条 利用者は、本サービスの利用にあたって、本規約に加え、関連 する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとする。 (準拠法等)
- 第12条 本規約に関する準拠法は、日本国法とする。
- 2 本規約又は本サービスに関連して市と利用者間で紛争が生じた場合は、 名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第13条 その他必要な事項については、市が別に定める。

附則

この規約は、令和4年5月6日から施行する。

附則

- この規約は、令和5年8月1日から施行する。 附 則
- この規約は、令和6年1月1日から施行する。 附 則
- この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

利用場所	利用時間	備考
豊明市役所本庁舎	開庁時間	
前後駅前広場	午前8時30分から午後9時	
南部公民館	開館時間	
共生交流プラザ「カラット」	開館時間	
福祉体育館	開館時間	
豊明市立図書館	開館時間	
文化会館	開館時間	

注) 1:アクセスポイントの設置場所、電波の伝搬状況により、別表に

掲げる利用場所であっても、利用できない場所があります。

2:利用場所全域でサービスが利用できるわけではありません。